

青少年のスマートフォン利用環境整備のための政策的課題

－実証データ分析から導かれる政策的課題の検討－

齋藤長行¹、吉田智彦²

今日、青少年において携帯通信デバイスの利用が普及しており、それに伴い青少年に対して有害な情報との遭遇の問題、不適切利用・取引の問題、セキュリティや個人情報流出の問題など様々な問題が生じている。特に、近年においては青少年層に対するスマートフォンの普及が急速に進んでおり、青少年におけるスマートフォンの利用環境整備に着手することが急務となっている。本稿では、全国23校の国公立高等学校等の協力を得て、1,428人のスマートフォンを所有する高校1年生等を対象としたアンケート調査結果を分析し、青少年のスマートフォンの利用環境整備の政策的課題について言及する。分析の視点としては、3GとWi-Fiの利用環境、スマートフォンのフィルタリング、アプリケーション、個人情報漏洩など問題について言及し、特に業界による自主規制およびそれを支える共同規制に関する政策的な課題について議論を展開する。

1. 研究の背景

現代社会において、我々は情報デバイスを介して、多くの利益を得ている。この利益は、ビジネスを行う成人にとどまらず、青少年においても欠かすことのできない利益と言えよう。内閣府(2011)の調査によれば、中学生の携帯電話³の所持率は52.4%(男子:38.7%、女子:56.5%)であり、高校生の携帯電話の所有率は95.6%(男子:94.1%、女子:96.9%)であり、高校生ではほぼ100%に近い割合で携帯電話が普及している。また、携帯電話を所有する青少年のインターネット利用率は、中学生で95.7%(男子:92.8%、女子:97.7%)であり、高校生では99.4%(男子:98.8%、女子:100.0%)に上っている。さらに、他の通信デバイスと比べてみると、PC所有者のPC経由でのインターネット接続が中学生では83.3%に対し、携帯電話所有者の携帯電話経由でのインターネット接続は95.7%となっている。それに対して、高校生においてはPC経由でのインターネット接続が90.2%であるのに対し、携帯電話経由では99.4%と、携帯電話が主たるインターネット接続デバイスとなっている。この様に青少年にとって身近な通信デバイスである携帯電話は、彼らに欠くことのできない日常的なツールであると言える。

しかし、携帯電話の利用は青少年に対し、利益だけではなく不利益をももたらす危険性を孕んでいる。青少年にとって有害なコンテンツや違法なコンテンツとの遭遇、プライバシー

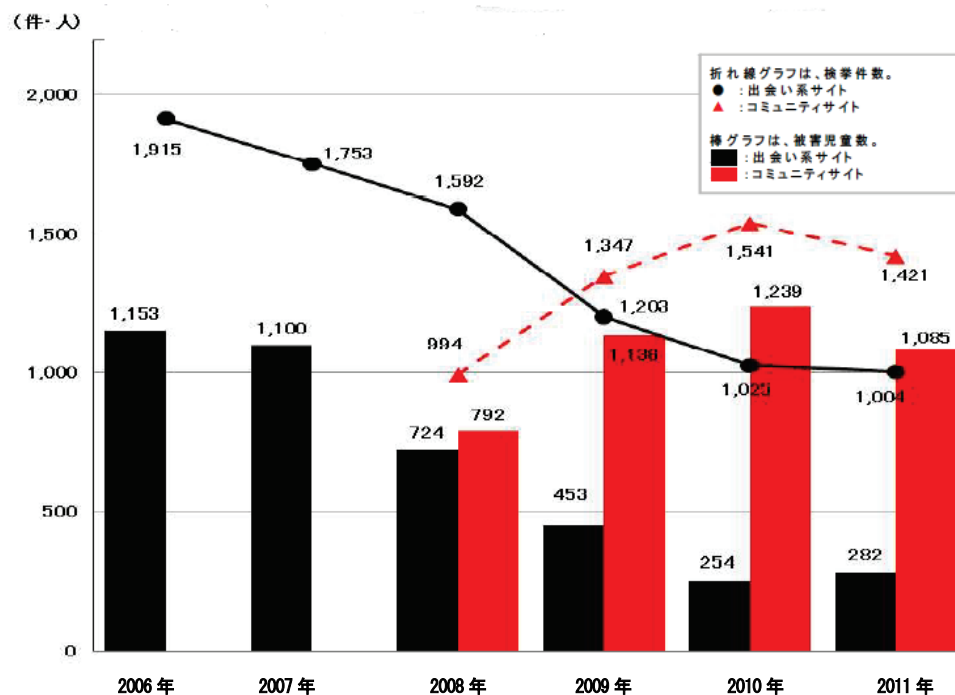
¹ 青山学院大学ヒューマンイノベーション研究センター客員研究員、OECD Directorate for Science Technology and Industry (STI)・Policy Analyst

² 総務省情報通信政策研究所調査研究部主任研究官

³ 本論文ではPHS、スマートフォンも含めて「携帯電話」と表記することとする。特に従来型の携帯電話に言及した議論の際は「フィーチャーフォン」と表記するとともにスマートフォンに関しては「スマートフォン」と表記することで議論の対象を明らかにする。

の漏洩、インターネットの公共性を理解しないままに利用することにより生ずるプライバシー情報の開示、それに伴う犯罪者との遭遇、電子商取引トラブル及び通信料金の浪費、インターネットへの依存など、青少年のインターネット利用において、数々の問題が生じている。

図1：出会い系サイトおよびコミュニティサイト経由の犯罪被害検挙数



出典：警察庁(2012)「平成23年上半期の出会い系サイトに関する事件等の検挙状況について」

警察庁(2012)の調査によれば、いわゆる「出会い系サイト」に関する事件の被害者において、出会い系サイト経由で犯罪被害に遭った青少年は、2008年をピークに減少傾向にある⁴(図1参照)。しかし、大手コンテンツプロバイダーが運営している一般SNSサイト等のコミュニティサイト経由での犯罪被害が増加しており、コミュニティサイト経由の犯罪被害の調査を始めた2008年の時点で、コミュニティサイトが出会い系サイトを上回っており、2010年のピークまで犯罪検挙数が増加の一途をたどっていた。2011年の時点においても、出会い系サイト経由での犯罪検挙数が282件(被害児童全体の20.6%)であるのに対し、コミュニティサイト経由の犯罪検挙数が1,085件(79.4%)となっている。一般コミュニティサイトは、多くの青少年が、日常的に利用しているサイトであることから、事業者をはじめとして、この問題への対応が必要とされる。

⁴2008年を境に出会い系サイト経由の犯罪被害が減少している理由の一つに、2008年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が強化されたことがあげられる。犯罪者はこの法規制の強化により、犯罪を行うサイトとして一般SNSサイトを利用するようになったことが原因とされている。

さらに、犯罪被害に遭った青少年がどのようなデバイスを介して被害に遭ったかについてみると、出会い系サイトへのアクセスに利用した通信デバイスとして、PCでは 1.2%であるのに対し携帯電話は 98.8%と被害者のほとんどが携帯電話経由で犯罪に遭遇している⁵。携帯電話はPCと比べてよりパーソナルな利用環境での利用が想定され、保護者をはじめとする周りの大人の目が行き届かないところでの利用が可能であることが大きな要因と考えられる。

2. 青少年のインターネット利用環境整備を巡る国内外の動向

2.1. 国内の取組

前章で紹介した問題は、国内だけにとどまらずに国際的にも同様に発生しており、各種の取組がなされている。先ず国内の取組をみてみると、青少年がインターネットを安全に利用するための環境を整備することを目的とした法律である「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下：青少年インターネット環境整備法）」が2009年4月に施行された。本法の目的は、「フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及」及び「青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずる」ことにある（第1条）。そのことは、本法の第3条2項に本法の理念として「青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置」を講じなければならないことが記されている。さらに第3条3項では「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進」は、「民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する」としており、青少年のインターネット利用環境整備の主体は民間であることが明記されていることから、我が国における青少年のインターネットの利用環境の整備は民間による自主規制を主体とし、政府との連携のもとで青少年のインターネットの利用環境を整備していくという共同規制体制が基本的な政策方針であることが理解できる。

本法の理念を受けて、民間の立場から活動を行っているのが「安心ネットづくり促進協議会」である。本協議会は我が国において主要な青少年のインターネット利用環境整備を行う団体であり⁶、民間の自主的取り組みのもと、様々な利用環境整備活動が行われている。安心ネットづくり促進協議会コミュニティサイト検証作業部会(2009)の報告書である『子どもを護るために』では、青少年のコミュニティサイト利用における利用環境の整備としてコミュニティ運営会社によるミニメールの監視、ゾーニングの強化、携帯電話会社によるフィルタリングサービス加入促進、フィルタリング開発事業者によるフィルタリングサービスの多様化に関する取組、サイト監視事業者による監視体制の強化・専門性の向上、第三者審査機関による監視体制の認定レベルの再検討等の取組の必要性について言及された。そして本報告書が起点となり、2010年12月には、自主規制の進展として、各関係事業者から以下の自主規制の実践が報告された。

⁵ 警察庁(2011)参照。

⁶ 安心ネットづくり促進協議会は、通信事業者、一般企業、NPOなどの社会団体、教育機関など民間の諸団体から構成される一般社団法人であり、2012年11月の時点で会員数が187団体にのぼる。府省庁も参加し、産官学による協議を行っている。

- ・コミュニティサイト運営会社による年齢認証強化に向けた協議を継続的に行うための場としての年齢認証 SWG の設立
- ・携帯電話会社による「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」の策定
- ・フィルタリングサービス開発事業者によるフィルタリングサービス/フィルタリングリスト多様性を高めるためのカテゴリ分類基準の見直し
- ・サイト監視事業者による「コミュニティサイト監視業務基本ガイドライン」の策定、第三者審査機関による「児童誘引行為等のトラブル防止対策の実施」における対応の強化

などが報告されている⁷。

この様に、安心ネットづくり協議会は、我が国における青少年のインターネット利用環境整備に向けた民間組織の連結点として、自主規制の推進を図るとともに、共同規制の連結点として、政府との政策実践に向けた協働の場として機能している。

2.2. 国際的な政策の潮流

この様な共同規制体制の整備は、我が国だけではなく、国際的な潮流と言える。英国の事例をあげると、Byron(2008) は 2007 年 9 月のブラウン首相の要請により、子どものインターネットとゲーム利用に関する質的調査を行っており、この調査報告を受けて、エビデンスに基づく青少年のインターネット利用環境整備政策が行われている。英国情報通信庁 (Office of Communications) は、“Byron Review” の結果を受けて、2008 年 3 月に “Ofcom’s Response to the Byron Review” を公表した。その報告書では子どものインターネットとゲーム利用において、①関連業界団体による自主規制の推進が重要であり、それを推進・支援していくこと、②これらの取組は青少年のインターネットの利用状況を調査した調査結果を基にして政策を講じること、③青少年のインターネットのリスク回避のためには、青少年と保護者に対して、彼らのリテラシー習得の必要性が提言された。英国では、この提言を基にして官民による青少年のインターネットの安全利用のための施策が講じられている。

さらに経済協力開発機構 (以下：OECD) においても民間の自主規制を主体とした共同規制政策の検討・立案について、実態調査結果を基にしたエビデンスに基づく政策立案の必要性が提言されている。OECDでの青少年のインターネット利用環境整備に関する取組は、OECDの情報・コンピュータ・通信政策局の情報セキュリティとプライバシーに関する作業部会 (Working Party on Information Security and Privacy) が担当しており、2008 年 6 月に行われた「インターネット経済の未来に関するソウル閣僚会議」において「ソウル宣言」が公表された。このソウル宣言では、インターネット経済のさらなる発展のための政策的課題として、インターネット環境下において弱者となる青少年等⁸に対するインターネットの信頼性を確保する必要があることが指摘されている。さらに、ソウル宣言で示された政策課題は、2009 年 4

⁷ 安心ネットづくり促進協議会(2010)参照。

⁸ インターネット環境下における弱者としては、青少年の他に高齢者、身体障害者等が挙げられている (参照：OECD 2008)。

月に行われたAPEC/OECDのジョイントシンポジウムである「青少年の安全なインターネットの利用環境の推進」に受け継がれた。このシンポジウムではソウル宣言で示された政策課題を踏まえて、①政府と民間が協働し青少年のインターネットの利用環境整備を実践していくこと、②法的措置、自主規制、啓発教育など包括的なアプローチにより環境整備を実践していくこと、③青少年、保護者および教育者のエンパワーメントを図ること、④国際的な協働を図ることの重要性について言及されている⁹。

2012年2月には、ソウル宣言およびAPEC/OECDのジョイントシンポジウムでの政策課題を踏襲し、OECDにおいて「インターネット上の青少年保護勧告」が採択され公表された。本勧告においては、①全ての関係者の責任として保護者を支援することの勧告、②各国政府の国内政策の立案において子どもと保護者のインターネットのリテラシーの進化および利用状況の評価し適切な政策を講じることへの勧告、③各国政府が国際連携を図り国際比較をするための基盤の整備を図ることへの勧告がされている。

この様に国際的な政策潮流としても、エビデンスに基づき、青少年のインターネット利用の自由を確保しつつ適切な保護政策を講じることと、それを可能にするために、彼らのリテラシーの進化を測定し、彼らの現状に適応した政策を講じることが必要であることが指摘されている。

このように、青少年のインターネット利用環境整備に向けた取り組みは、国際的な協調のもとで、青少年がインターネットから得られる利益を損なうことのないように保護と利用の自由のバランスをとった政策を実施することが必要となる。そのような政策を実践するためには、彼らのインターネットの利用実態を定量的に分析・指標化し、その結果をもって現実の課題を解決するための適切な政策を講じていく必要がある。さらに情報通信分野における政策立案のためには、政府と民間が協調して政策を実施することが効率的かつ効果的であることから¹⁰、民間団体の自主規制を政府が支援する共同規制の体制による取り組みが必要となる。また、青少年のインターネット利用に関する関係者は、政府、民間企業だけにとどまらずに、保護者、学校、地方自治体、民間社会団体など多くの関係者の本問題解決のための枠組みに参加することが重要といえる。特に、保護者や学校の先生の支援のためには、彼らの教育の機会を確保することが重要であり、そのための取り組みとして、民間企業の自主規制の一環として、さらに政府の共同規制の一環としてのインターネットの安全利用のための普及啓発の取り組みが必要不可欠であると言える。

3. 近年の青少年のインターネット利用環境の変化

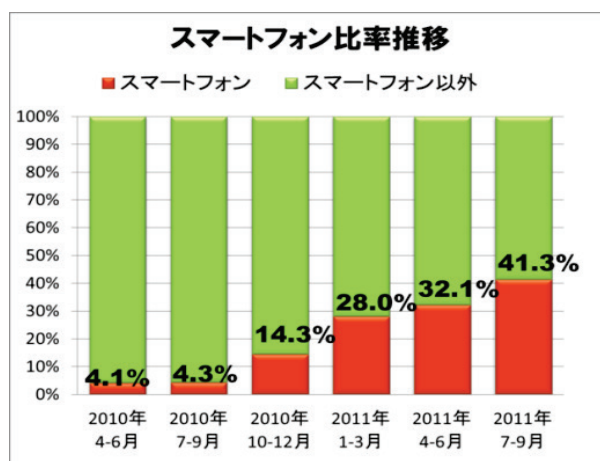
前章で言及したように、青少年のインターネット利用環境整備に向けた取組は我が国だけにとどまらずに、国際的な協調の下で行われてきており、一定の成果をあげてきている。しかし、今日の通信環境の進展およびWebコンテンツ・サービスの高度化により、青少年インターネット環境整備法の法案策定段階であった2008年当時では想定していなかった新たな社会的な課題が発生しており、その問題に対する解決が急務となっている。

⁹ OECD (2009) 参照。

¹⁰ 池貝(2010) 参照。

通信環境の進展に伴う新たな課題としては、青少年におけるスマートフォンの利用環境整備の課題である。スマートフォンは今日の我が国社会に急激に普及してきている。JEITA(2011)の調査によれば、スマートフォンの出荷台数が2010年7-9月期で4.3%だったものが、2011年7-9月期で41.3%にまで急速に増加している(図2参照)。

図2：移動電話日本国内出荷状況



出典：一般社団法人電子情報技術産業協会

「2011年9月移動電話国内出荷実績 (JEITA/CI AJ)」

<http://www.jeita.or.jp/japanese/stat/cellular/2011/09.html>

次に青少年のスマートフォン状況をみると、内閣府(2010)の調査によれば、2010年における中学生のスマートフォンの所有率は2.6%、高校生の所有率3.9%となっていたが、2011年の調査では中学生の所有率が5.4%、高校生の所有率が7.2%といずれの年代においても青少年のスマートフォンの率が増加している。

表1：年代別インターネットの利用機能・サービス

年代別インターネットの利用機能・サービス（平成22年：パソコン）										年代別インターネットの利用機能・サービス（平成22年：携帯電話）																
年代クロス	全体	閲覧系				発信系				全体	閲覧系				発信系											
		SNS（mixi、GREEなど）を見る	掲示板の内容を読む	他の人（個人）のブログ、ホームページを見る	読む	ツイッター、アメーバなどを	SNS（mixi、GREEなど）に書き込む	掲示板に書き込みをする	自分のブログ、ホームページを作ったり更新したりする		書き込む	ツイッター、アメーバなどに書き込む	SNS（mixi、GREEなど）を見る	掲示板の内容を読む	他の人（個人）のブログ、ホームページを見る	読む	ツイッター、アメーバなどを	SNS（mixi、GREEなど）に書き込む	掲示板に書き込みをする	自分のブログ、ホームページを作ったり更新したりする	書き込む					
	15.3%	30.6%	44.9%	11.0%	10.3%	7.9%	8.8%	4.7%		18.2%	17.8%	18.7%	7.3%	12.9%	7.9%	6.8%	4.3%		18.2%	17.8%	18.7%	7.3%	12.9%	7.9%	6.8%	4.3%
10代	17.3%	24.7%	39.5%	19.8%	12.5%	12.3%	11.1%	7.5%	10代	43.5%	35.9%	43.5%	14.3%	34.8%	19.8%	21.7%	7.6%	10代	43.5%	35.9%	43.5%	14.3%	34.8%	19.8%	21.7%	7.6%
20代	38.4%	35.4%	50.4%	16.8%	27.4%	11.5%	15.0%	9.7%	20代	50.4%	38.0%	43.8%	20.2%	34.1%	18.6%	17.8%	14.0%	20代	50.4%	38.0%	43.8%	20.2%	34.1%	18.6%	17.8%	14.0%
30代	23.5%	40.4%	57.1%	14.8%	15.3%	12.0%	14.2%	4.9%	30代	19.5%	20.8%	19.5%	8.5%	15.3%	8.5%	6.4%	3.8%	30代	19.5%	20.8%	19.5%	8.5%	15.3%	8.5%	6.4%	3.8%
40代	8.5%	28.6%	43.4%	9.0%	4.2%	6.9%	5.8%	3.7%	40代	10.1%	13.4%	13.4%	4.2%	5.1%	5.1%	3.2%	2.8%	40代	10.1%	13.4%	13.4%	4.2%	5.1%	5.1%	3.2%	2.8%
50代	3.5%	27.3%	42.8%	5.2%	2.9%	2.3%	4.6%	3.5%	50代	3.1%	5.1%	5.6%	1.5%	2.1%	1.0%	1.0%	1.0%	50代	3.1%	5.1%	5.6%	1.5%	2.1%	1.0%	1.0%	1.0%
60代	4.5%	20.2%	25.6%	3.4%	3.4%	3.4%	2.3%	0.0%	60代	0.0%	4.5%	0.9%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	60代	0.0%	4.5%	0.9%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%

※上記の利用状況は、「月に数回以上利用」している回答を示す
※ は全体+5ポイント以上

出典：総務省情報通信国際戦略局(2011)「ICT インフラの進展が国民のライフスタイルや社会環境等に及ぼした影響と相互関係に関する調査研究 報告書」および橋元良明(2011)『日本人の情報行動 2010』 東京大学出版会

さらに、ソーシャルメディアのユーザーの利用者の拡大が挙げられる。総務省情報通信国際戦略局(2011)の報告によれば、我が国国内のSNSのブログ数は、2005年以降急激に増加し、2011年には2,500万ブログ数にまで達している¹¹。さらに、表1に示したように、携帯電話を介してのソーシャルメディアの利用率比較においては、10代及び20代のソーシャルメディアの利用が他の年代よりも利用率が高く、多くの利用項目において全体平均よりも5ポイント以上高い結果となっている。

以上の結果からも青少年のスマートフォンおよびソーシャルメディアの利用が進んでいることが理解できる。ここで注視しなければならないことは、スマートフォンは青少年のフィーチャーフォン利用において生じた問題だけにとどまらずに、新たな問題をも生み出しており、青少年にとって安心して安全なインターネットの利用環境を提供するためにはこれらの課題に取り組んでいく必要があると言える。

4. これまでのフィーチャーフォンに対する取組とスマートフォンに必要とされる新たな取組

前述したように、我が国では2009年の青少年インターネット環境整備法施行を期に、官民による共同規制体制により様々な対策が講じられてきている。しかし、これまでの携帯電話

¹¹ 総務省情報通信国際戦略局(2011)及び橋元(2011)参照。

に対する取組は主にフィーチャーフォンに対して行われてきたものである。しかし、スマートフォンの登場により、新たにスマートフォンに対する青少年保護対策の必要性が高まっている。

青少年保護の観点から、フィーチャーフォンとスマートフォンのそれぞれに必要とされる対策の相違について見てみる。最初の検討課題はスマートフォンにおけるWi-Fi¹²利用時のフィルタリングの問題が挙げられる。フィーチャーフォンにおけるインターネット通信は第三代移動通信システム（3G）¹³と称される携帯電話回線を利用している。この携帯電話回線は携帯キャリアが提供している通信網であるため、携帯キャリア側でフィルタリングを設定することができる。言い換えれば、携帯キャリア側で閲覧情報をコントロールすることができていたのである。

しかし、スマートフォンの場合は、この携帯電話回線に加えてWi-Fiの2つの通信方法を利用することが可能となる。これまで青少年保護として行われてきた携帯電話のフィルタリングシステムは携帯電話回線を前提としていることから、新たにWi-Fi通信網を利用した通信時における青少年保護対策が必要となる。このWi-Fi利用時におけるフィルタリングとしては、フィルタリング・アプリを利用することとなるが、フィルタリング・アプリを利用するためには利用者自らがアプリケーションをダウンロードしなければならないという課題がある。このため、利用者である青少年とその保護者に対して、①携帯電話回線で利用していたフィルタリングに加えて、新たにWi-Fi通信のフィルタリング・アプリを利用する必要があることについての情報提供を行う必要があり、②このフィルタリング・アプリの利用普及を進めていく必要もある。

次に、アプリケーションについて言及する。フィーチャーフォンにおいてインターネットのWebページを閲覧する場合や特定のサービスを利用する場合は、ブラウザを介して利用する方式であったが、スマートフォンではブラウザの利用に加えてアプリケーションソフト（以降：アプリ）をダウンロードし、ブラウザを利用せずに専用のアプリを介して直接サイトのサービスを利用することができる。このアプリ利用時の問題としては、アプリを利用して便利に使えるWebサイトに青少年が没入してしまい、時間を浪費してしまうおそれがあるということが挙げられる。その問題に対応するための技術的措置としてアプリ制限機能が利用できる。重要となることは、青少年自らが自己を律して、適度にアプリ・サービスを利用できるようになることであり、その様になるための段階的な措置として、アプリ制限サービスの利用促進を図る必要があると言える。

さらにアプリの利用には、もう一つ大きな問題が生じている。利用者がアプリをダウンロードする際に、アプリ提供者側から利用者の個人情報収集されてしまうという問題が生じている。これは、アプリ利用者である青少年が、個人情報が収集されていることを認識して

¹²Wi-Fi (Wireless Fidelity) とは、各種の無線 LAN 機器のうち、Wi-Fi Alliance という業界団体からの認定を受け、相互接続性が担保された機器を示すブランド名。本稿では携帯電話事業者が提供している回線以外の通信方式として議論を進める。

¹³携帯電話事業者が提供している回線には、従来から3Gと呼ばれる回線のほか、LTEやWiMAX等、3.9Gもしくは4Gと呼ばれるものもある。本稿ではこれらの通信回線を「携帯電話回線」として議論を進める。

いないという問題と、収集された個人情報がある他の用途に流用されることに対して問題意識を持っていないという問題が挙げられる。この問題に対する取組としては、利用者である青少年およびその保護者に対して、アプリダウンロードに際しては、個人情報が収集される可能性を認識することと、収集される個人情報の範囲を確認することが必要となる。その対策として、プライバシーポリシーの確認行為の重要性に関する啓発教育を行うことが重要となる。

一方で、スマートフォンは、多機能な通信デバイスであることから、ペアレンタル・コントロール機能¹⁴及びプライバシー保護機能が利用できるという特徴がある。特に、ペアレンタル・コントロール機能は、青少年のインターネットの安全利用に保護者が関与し、段階的に青少年のスマートフォン利用を変更することができる。このことは、青少年のインターネットの安全利用を青少年に任せきりにするのではなく、青少年と保護者が一緒に安全なインターネットの利用環境を作りだすことができることを意味している。このことから、この二つの保護機能の利用普及に努めることが課題となる。

以上、フィーチャーフォンで行われてきた取組に加えて、スマートフォンでは新たな青少年保護に関する課題が生じていることを見てきた。上記で触れたようにスマートフォンは多機能であるために、利用する側にも安全安心に利用するための知識が必要となる。それは、利用者である青少年だけではなく、青少年を保護・監督する立場である保護者にとっても知識を身につける必要がある。したがって、政策課題としては、彼らが知識を身につけ、インターネット上の危険に対して自ら判断し解決できるための啓発教育と、彼らの知識・判断力を段階的に補完するための技術的な措置の利用を促していく普及活動も重要な課題と言える。

このことから、スマートフォンの安全安心利用に関する取組及びその取組に対する研究を行う必要があると言える。しかし、スマートフォンに特化した利用環境整備に関する研究は現時点で十分に行われているとは言えず、本研究が果たす役割は大きいと言える。

一方、OECD(2011)の国際的なインターネット政策に関する勧告では、個人情報の保護を国際的な協調のもとで、継続的に一貫した政策立案をすることが重要であることが述べられている。その一方策として、政府・民間・教育界などの様々な関係者が関与するというマルチステークホルダーの視点から、官民が共同的に政策に関与することの必要性について言及されている。さらに規制面の保護だけではなく、むしろ共同規制の重要課題の一つとして、利用者のリテラシーの向上と判断力の強化のための利用者教育が重要であることについても言及されている。

これらの議論を踏まえて本稿では、スマートフォンの利用環境および利用状況に関する分析として、Wi-Fi と携帯電話回線の通信利用状況の実態、そしてその状況下での安全利用に対する対応の状況について分析を行う。また、アプリ導入時に発生するおそれのある、個人情報

¹⁴ ペアレンタル・コントロールとは保護者などの管理者がメディアの閲覧に制限をかける機能のことであり、メモリーカードや Web ページを含むメディア全体の制限を個別に行う機能である。一方フィルタリングは Web ページの閲覧を制限するための機能である（参照：「KDDI 用語集」<http://www.kddi.com/yogo/>）。両者の大きな違いは、ペアレンタル・コントロールは保護者である管理者が各機能の制限の範囲と強度を個別に行うことができる機能であるのに対し、フィルタリングはキャリア側が Web ページに対する制限を設定するものであり、その強度の段階もキャリア側がデフォルトで設定している。

報の漏洩に対する措置及びそれに対する青少年の意識、さらには、利用者教育の観点から、家庭での話し合いと安全への措置の状況についても分析を行う。

5. 実証ローデータからの青少年のスマートフォンの利用実態分析

青少年のスマートフォンの利用環境および利用状況に関する分析を行うにあたり、本研究では実証データとして、総務省情報通信政策研究所が2011年および2012年に行った「青少年のインターネット・リテラシー指標 ―指標開発と実態調査―」で収集された全国2,464人の高校1年生等¹⁵のアンケートのローデータを活用し、分析を行うこととした。この調査研究では、2011年度に、15歳の青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのインターネット・リテラシー指標を開発し、2012年度は、開発したこの指標を用いて我が国青少年のインターネット・リテラシーを測定するための実態調査を行っている。本研究においては、この実態調査で行った携帯電話とインターネットの利用状況および青少年の携帯デバイス利用における意識に関するアンケート調査のローデータを用いて分析を行った。この実態調査では、全国の各地域に偏りが出ないように、各地方の公立・私立高等学校、工業高等専門学校（高校等）に調査の協力を打診し、全国23校の高校等から協力を得てアンケートを実施している。各地方別の内訳は、北海道地区1校、東北地区2校、関東地区5校、北陸地区2校、信越地区2校、東海地区3校、近畿地区3校、中国地区1校、四国地区1校、九州・沖縄地区3校となっている（表2参照）。

本調査の被験者としては協力校の高校1年生等を対象としている。被験者を高校1年生等に限定した理由は2点挙げられる。第1点は、OECDが加盟国を主たる対象として実施している国際的な学力テストであるPISAテストが、15歳の学力を国際比較するために実施しているものであり¹⁶、本研究においても日本国内で実施した調査結果をOECDに報告するとともに、OECDと共同して国際的な青少年のインターネットの利用実態を測定する指標策定に貢献することを目指しているためである。第2点は、青少年の携帯電話の所有率が高校入学時に急激に増えているからである。内閣府(2011)の調査では、中学までの携帯電話の所有率は63.2%であるが、高校への入学をきっかけに99.3%にまで上っている。このことから、携帯デバイスを持ち始める年齢の青少年の利用実態を分析・指標化し、このエビデンスを政策立案等に役立たせることを目指しているためである¹⁷。

¹⁵ 本調査では、調査対象を義務教育が終了した15歳相当ということで主に高校1年生にしている。ただし、被験者には工業高等専門学校1年生及び中等教育学校4年生も含まれることから「高校1年生等」と表記することとする。

¹⁶ OECD(2012b)参照。

¹⁷ 勿論、高校1年生等の調査・分析データをもって18歳以下の青少年の傾向を示すことはできない。しかし、本稿では本文中で挙げた2点の政策的目的のために、高校1年生等を被験者として青少年のスマートフォンの利用実態を明らかにすることを目指しているものであり、その目的をもって本稿では、高校1年生等を「青少年」として議論を展開する。

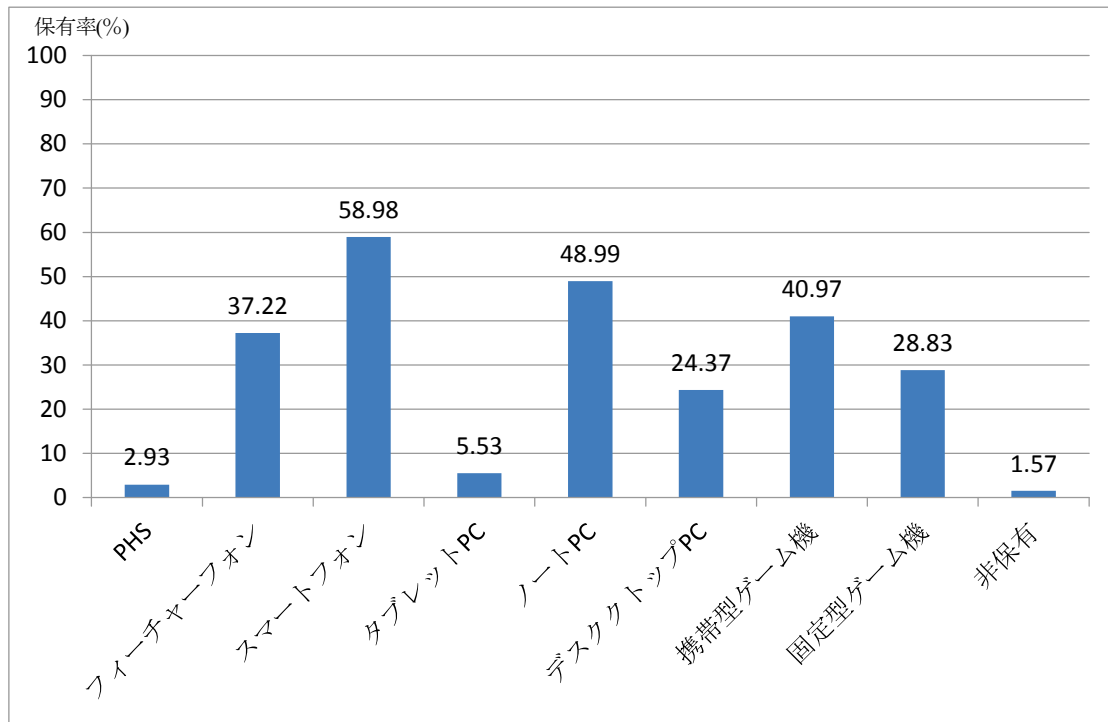
表 2：アンケート調査概要

調査地域	日本全国：23 高校 北海道地区：1 校，東北地区：2 校，関東地区：5 校 北陸地区：2 校，信越地区：2 校，東海地区：3 校 近畿地区：3 校，中国地区：1 校，四国地区：1 校， 九州・沖縄地区：3 校
調査方法	コンピュータアンケートシステム（事前アンケート）と紙筆式アンケート（事後アンケート）の併用
調査期間	2012 年 6 月～2012 年 7 月
調査対象者	全国協力高校等に在籍する高校 1 年生等：2,464 人
有効回収数（率）	事前アンケート回収数：2,421 人(98.2%) 事後アンケート回収数：2,247 人(91.2%)

5.1. 通信デバイスの保有状況

まず青少年の通信デバイスの保有状況について、アンケート・データを集計した。通信デバイスに関しては、複数所有していることが予測されたので、質問方法としては複数回答方式をとった。調査結果から、インターネット接続機器として所有率の高いものからスマートフォン(58.98%)、ノート PC(48.99%)、携帯型ゲーム機(40.97%)、フィーチャーフォン(37.22%)、デスクトップ PC(24.37%)となっており、本調査ではスマートフォンがフィーチャーフォンを上回るという結果となった。

図3：保有しているインターネット通信デバイス（複数回答）



(N=2,421)

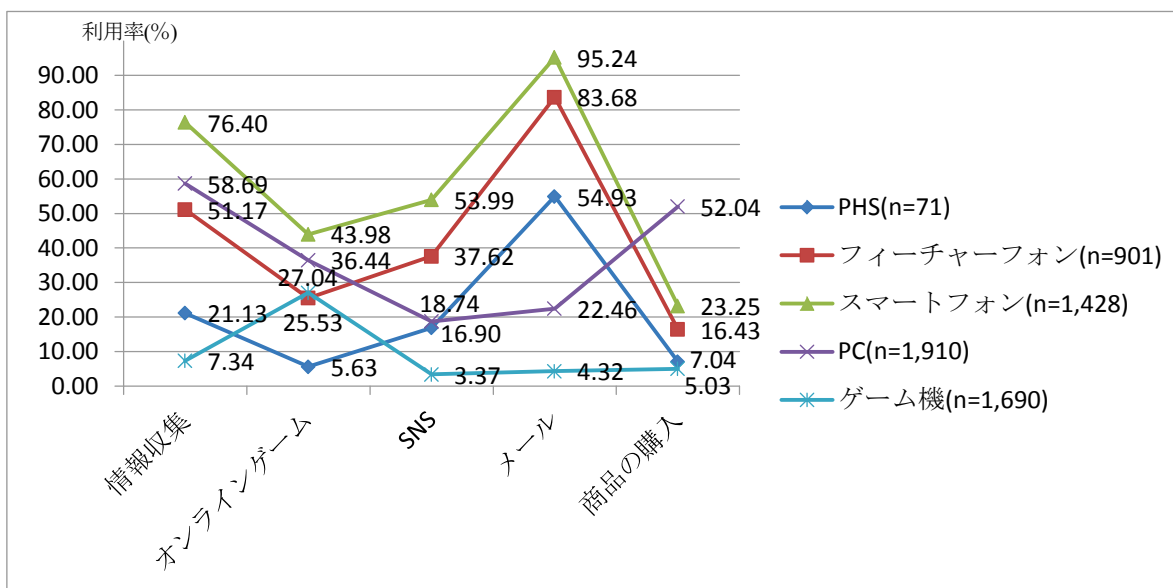
前述の内閣府(2011)の調査結果を踏まえると、2011年時点から2012年7月にかけて、青少年にスマートフォンが急速に普及したことがうかがい知れる。内閣府(2011)と本調査は、被験者の抽出、質問方法および評価分析方法に差異があるため、単純に数値を比較することはできないが、青少年のインターネット接続デバイスとしてスマートフォンが主たる接続機器となっていることは理解できる。

5.2. 各通信デバイスにおけるインターネットの利用目的

次に各通信デバイスにおけるインターネットの利用目的について調査したところ¹⁸、情報収集、オンラインゲーム、SNS、メールの送受信の項目において、スマートフォンが他の通信デバイスよりも利用頻度が高いという結果となった(図4参照)。特に注目したいことは、これまで情報の収集においては、パソコン(PC)が果たす役割が大きいと考えられてきたが、今日の青少年においては、情報収集の主要な通信機器はスマートフォンになっている。さらに、オンラインゲームにおいても専用のゲーム機よりもスマートフォンの方がオンラインゲームを楽しむための主たるデバイスとなっている。一方、商品の購入においてはPCが一番利用されているが、スマートフォンも第2位であり、商品購入においても活用可能性が高い通信デバイスと言える。

¹⁸ 本調査における質問の選択肢では、デスクトップPC、ノートPC、タブレットPCと3項目に分類して質問しているが、グラフ作成時においてこれらの3つのPC項目を「PC」と一項目にまとめている。同様にゲーム機においても、携帯型ゲーム機と固定型ゲーム機を「ゲーム機」と1項目にまとめて集計を行っている。

図4：各通信デバイスにおけるインターネットの利用目的（複数回答）



(N=2, 421)

以上の結果から、スマートフォンは近年青少年に急速に普及していること、さらにスマートフォンは多機能であることから非常に汎用性が高く、ユーザー・フレンドリーな設計から各種利用目的に向けて利用されている通信デバイスであると言える。以降の分析では5.1の質問でスマートフォンを所有していると回答した高校1年生等1,428人を対象に、スマートフォンの利用状況および安心安全に向けた意識と各種安全対策サービスの利用状況について分析を行う。

5.3. 各種青少年保護サービスの利用状況

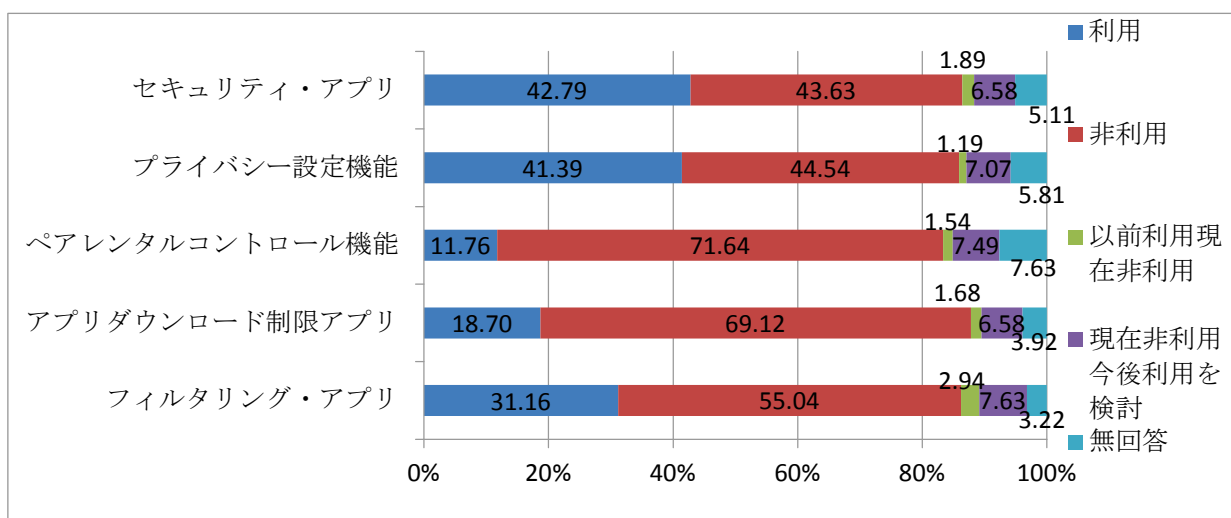
次に、青少年がスマートフォンを安心安全に利用するために、各事業者から提供されている青少年保護サービスの利用状況の集計結果を見ていく。先ずスマートフォンで利用可能な各種青少年保護サービスの利用状況について見てみると、図5に示したようにセキュリティ・アプリの利用率は42.79%と4割強の青少年がセキュリティ・アプリを利用している。セキュリティの問題は青少年のスマートフォンの安心安全利用に直接的に影響を及ぼす問題と言え、青少年が本アプリ機能を利用するインセンティブが比較的是たらきやすい青少年保護サービスであると考えられる。しかし、6割弱の青少年がセキュリティ・アプリを利用していないということでもある。全てのモバイルOS提供事業者のアプリ審査基準が十分であると言えない現状において、アプリの信頼性・安全性に配慮せずに、アプリをダウンロードすることは非常に危険なことであり、そのことからセキュリティ・アプリを利用して、安全なスマートフォン利用を促すことは重要であると言える。

次にプライバシー設定機能においても、41.39%と4割強の青少年がプライバシー設定機能を利用している。本機能においても直接的に青少年のインターネットの安心安全利用に関わってくる問題であり、利用へのインセンティブがはたらきやすいと考えられる。しかし、6割弱

の青少年がプライバシー設定機能を利用していないと言え、彼らに利用を促していく必要があると言える。

一方、端末のペアレンタルコントロール機能の利用率は 11.76%であることから、9割弱の青少年はペアレンタルコントロール機能を利用していない状況であると言える。高校 1 年生等（15 歳相当）と言う年齢を考慮すれば、青少年自身の自尊心に配慮し、ペアレンタルコントロールを利用しないという選択肢も十分に考えられる。しかしその場合は、青少年と保護者の間で利用するかしないかについて十分に話し合い、双方合意のもとで利用しないことを決断することが望まれる。

図 5：各種青少年保護サービスの利用状況



(N=1,428)

アプリダウンロード制限アプリにおいても利用率が 18.7%と、8割強の青少年が本アプリ・サービスを利用していない状況にあると言える。アプリの利用には、アプリをダウンロードし、アプリを利用するための様々な知識が必要になることから、アプリをより多く活用することは彼らのスマートフォン活用のためのリテラシーを高めることにつながっていることも考えられる¹⁹。しかし、多くの青少年が利用したいと思う、全てのアプリが正規なオンラインショップからダウンロードできるものではなく、信頼性の低いサイトも存在している。また、正規のオンラインショップにおいても登録されているアプリの審査が十分でない場合も存在する。このことから、アプリダウンロード制限アプリにおいては、青少年のリテラシーの深度に合わせて利用することが望まれると言える。

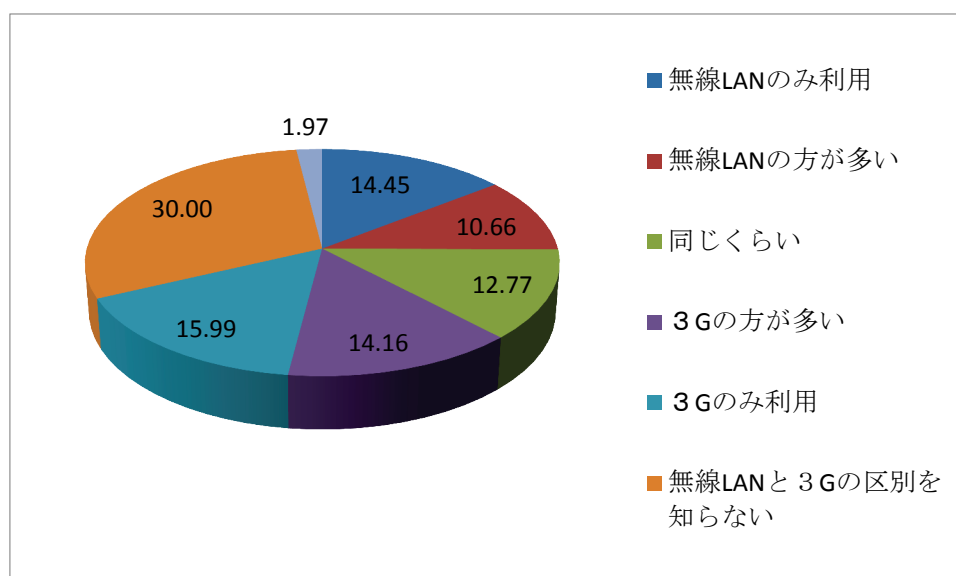
¹⁹ 総務省情報通信政策研究所(2012b)では、インターネット・リテラシーに関するテスト結果と安全対策アプリの利用状況のクロス分析を行っており、その結果、アプリ制限ソフト利用者のリテラシーが非利用者のリテラシーよりも 2%低いという結果が報告されている。このことから、アプリの活用が彼らのリテラシーを高めていることが、一つの要因として考えられる。

次に、フィルタリングアプリにおいては、31.16%であり、3割強の青少年がフィルタリングアプリを導入しているものの、無回答を除いた7割弱の青少年は本アプリを利用していない状況である。フィルタリングの非利用を決断するのは、基本的には保護者である。しかし、内閣府(2011)の調査においても、保護者がフィルタリングを解除する理由として「家庭で使うのに不便と感じた(42.9%)」、「子どもにとって不便と感じた(21.4%)」、「子どもを信用している(14.3%)」などの意見が高い割合を示している。その一方で、スマートフォン活用にあたっての子供のリテラシー度合いを把握した上で、フィルタリングを解除しているという意見は無かった。望まれることは、子どものスマートフォンを活用するためのリテラシーの深度に合わせて、段階的にフィルタリングの強度を変更していくことであると言える。

5.4. 無線LANと携帯電話回線に対する利用状況と認識

無線LANと携帯電話回線に対する利用状況と認識について調査したところ、図6で示したように無線LANと携帯電話回線の利用に大きな開きが無いという結果となった。しかし、注目しなければならない点は、「無線LANと携帯電話回線の違いが分からない」と回答した青少年が全体の30%にまで上っている。スマートフォンの利用上の問題に、無線LAN時のフィルタリングの問題がある。携帯電話回線を利用していれば、携帯電話キャリア側でのフィルタリングが可能であるが、無線LANを利用した場合は、端末側にフィルタリングアプリをインストールしてフィルタリングをかける必要がある。本調査で問題となる点では、フィルタリングアプリをインストールしていない場合に、無線LAN利用時にフィルタリングがかかっていない状況でインターネット利用をしていることに青少年が気づいていないことである。さらに、この問題は同様に保護者においても認識されていないことが推測される。

図6：無線LANと携帯電話回線に対する利用状況と認識



(N=1,370)

無線LANを利用する理由についての質問では、「自宅で無線LANを利用しているの
(33.14%)」、「無意識に無線に切り替わるので(31.39%)」という意見が多い²⁰。また、よく
使う無線LAN回線の場所について調査したところ、「自宅(47.88%)」、「意識せずに使用
(27.15%)」となっている²¹。無線LAN利用時には携帯キャリア側の保護対策を受けること
ができないということを認識する必要があると、利用通信回線に関するリテラシーを高めるた
めの措置を講じる必要があると言える。さらに、保護者の安全利用に向けたリテラシーの向
上および、青少年との話し合いが重要となると言える。

5.5. アプリダウンロード時の情報漏洩の危険性に対する認識

アプリダウンロード時の情報漏洩の危険性に対する認識を可視化するために、無回答者を
除く1,304人の回答に対して、危険性があることを「良く知っている(4点)」、「多少知っ
ている(3点)」、「あまり知らない(2点)」、「全く知らない(1点)」とし、青少年の
情報漏洩の危険性に対する認識について4件法による評価を行った。評価の結果、青少年の
認識の平均値は2.74となり、中程度の認識をもっていることが分かった(表3)。この結果
から、アプリダウンロード時に情報漏洩の危険性があることについて認識している青少年の
方が多数であると言える。

表3：アプリダウンロード時の情報漏洩の危険性に対する認識

	人数	配点	得点	平均
よく知っている	320	4	1280	
多少知っている	526	3	1578	
あまり知らない	259	2	518	
全く知らない	199	1	199	
合計	1304		3575	2.74

しかし、アプリによる情報漏洩についてどう思うかについての質問では、「情報を外部に
送信されたくない(34.09%)」の回答が多かった。次に多い意見として「特に気にしない
(30.73%)」という意見が回答されている²²。この結果から、青少年は情報漏洩の危険性に関
する認識はあるものの、その危険性を重く受け止めていないことがうかがい知れる。

5.6. プライバシーポリシー規約の確認行為

青少年がアプリを利用する際のプライバシーポリシーの確認行為を評価するために、アプ
リの非利用者と無回答者を除く1,302人の回答に対して、アプリケーションのダウンロード時
にプライバシーポリシーを「読んでいる(4点)」、「多少読んでいる(3点)」、「あまり
読んでいない(2点)」、「読んでいない(1点)」とし、青少年のプライバシーポリシー規
約の確認行為を4件法により評価した。評価の結果、青少年の平均点は2.32とやや低い値と
なった。

²⁰ 本質問は複数回答方式を取っていることから、本稿では「選択数/被験者総数」として算出
している。

²¹ 本質問においても同様に複数回答方式を取っていることから同様の算出方法をとっている。

²² 本質問においても複数回答方式を採用していることから、同様の算出方法をとっている。

表4：プライバシーポリシー規約の確認行為

	人数	配点	得点	平均
読んでいる	172	4	688	
多少読んでいる	439	3	1317	
あまり読んでいない	327	2	654	
読んでいない	364	1	364	
合計	1302		3023	2.32

この結果は、前述のアプリダウンロード時の情報漏洩の危険性に対する認識でもみるように、青少年は知識・情報として危険性は知りつつも、危険に対する意識が高いとは言えないこと、及びそれに伴う危険回避的な行動を積極的に取っているとは言えない結果となっている。

6. 青少年の青少年保護サービス利用と青少年の意識・行動との相関

前述の分析結果における議論では、習得した知識と危険回避のための実際的な行動との結びつきが高いとは言えないことを述べた。では、危険回避的な行為として、安心安全に関するサービスを利用している青少年はどのような意識、行動を取っているのだろうか。この課題を明らかにするために、青少年保護サービスの利用と家庭での話し合いとの相関関係について分析することとする。

6.1. 青少年保護サービスの利用と家庭での話し合いとの相関

先ず、青少年の青少年保護サービスの利用状況と家庭での話し合いとの相関について分析することとする。分析する青少年保護サービスとしては、フィルタリングの利用、ペアレンタルコントロール機能の利用、プライバシー保護機能の利用を取り上げることとする。各サービスにおいて、無回答者を除いた青少年回答に対し、そのサービスを「利用している（2点）」、「利用していない（1点）」と配点し、インターネット上の危険について家庭で話し合っているかについての回答については「良く話し合っている（4点）」、「時々話し合っている（3点）」、「あまり話し合っていない（2点）」、「話し合ったことはない（1点）」としてそれぞれの相関係数を算出した²³。

表5：各青少年保護サービスの利用と家庭での話し合いとの相関

	家庭での話し合いとの相関係数	有意確率(両側)	有効回答数
フィルタリング	0.10	0.000	1,214
ペアレンタルコントロール機能	0.11	0.000	1,184
プライバシー設定機能	0.77	0.000	1,210
セキュリティ・アプリ	0.09	0.001	1,221

²³ 2つの確立変数の間の相関関係を表す数値のことであり、相関係数(R)が1に近づくにつれ2つの確立変数における相関は強まり、0に近づくにつれて相関は低まる。本研究ではパラメトリック方法をとる Pearson の積率相関係数を用いている。

相関係数分析の結果、表 5 に示すようにフィルタリングの利用と家庭での話し合いとの間の Pearson の R は 0.10、ペアレンタル・コントロール機能と家庭での話し合いとの間は 0.11、セキュリティ・アプリと家庭での話し合いとの間は 0.09 と、いずれもほとんど相関がみられなかった。しかし、プライバシー設定機能と家庭での話し合いとの間の相関においては、0.77 と非常に強い相関がみられた。5.3 で明らかにしたようにプライバシー設定機能とセキュリティ・アプリは他の青少年保護サービスよりも利用率が高かったが、家庭での話し合いとの相関が強いのはプライバシー設定機能であるという結果となった。本サービスと家庭での話し合いとの相関が高くなった理由としては、本サービスは、青少年に直接的に関わってくる安全問題であるとともに、保護者も子どもの安全を守る上で、関心の高い項目であることが推測されること、さらにフィルタリング、ペアレンタルコントロール機能やセキュリティ・アプリは、スマートフォンの購入時に予め利用設定していることが推測されるが、プライバシー設定機能に関しては、青少年がスマートフォンを利用していく過程において保護者に相談しながら利用する機会が増しているのではないかと推測される。

6.2. 各青少年保護サービスの相関関係

各青少年保護サービスの相関関係を評価するために、フィルタリングの利用、プライバシー設定機能の利用、セキュリティ・アプリの利用及びペアレンタルコントロール機能の利用における相関係数を算出した。相関係数の算出にあたっては、無回答者を除いた青少年の回答に対し、各青少年保護サービスを「利用している (2 点)」、「利用していない (1 点)」と配点した。

表 6：各青少年保護サービスの相関関係

	フィルタ リング	プライバ シー	セキュ リティ	コント ロール
フィルタリング利用	1.00			
プライバシー設定	0.47	1.00		
セキュリティ・アプリ利用	0.40	0.89	1.00	
ペアレンタルコントロール利用	0.45	0.44	0.43	1.00

(N=1,271, P=0.000)

分析の結果、表 6 に示すようにフィルタリングの利用とプライバシー設定機能の利用との間の Pearson の R は 0.47 となり、中程度の相関の関係があるという結果を得た。フィルタリングの利用とセキュリティ・アプリ機能の利用との間の R は 0.40 となり、この関係においても中程度の相関があるという結果を得た。フィルタリングの利用とペアレンタル・コントロール機能の利用との R は 0.45 となり、この関係においても中程度の相関があるという結果を得た。プライバシー設定機能の利用とセキュリティ・アプリ機能の利用との間の R は 0.89 と非常に強い相関関係があるという結果を得た。また、プライバシー設定機能の利用とペアレンタル・コントロール機能の利用との間の R は 0.44 となり、中程度の相関関係があるという結果を得た。さらに、セキュリティ・アプリ機能の利用とペアレンタル・コントロール機能の利用との間の R は 0.43 となり、中程度の相関関係であるという結果を得た。

これは、青少年保護サービスを利用している青少年にプライミング効果が働いていることが考えられる。プライミング効果は一度受けた刺激が呼び水となり、後に受ける刺激に影響を与えることにより行為が促進されるという心理的影響のことである (Tulving, Schacter, & Stark, 1982)。本ケースにおける例を挙げると、例えば青少年がフィルタリング利用に対する心理的刺激を受け、実際にフィルタリングを利用するという行為が、他の青少年保護サービスの利用に影響を与え、結果的に複数の青少年保護サービスの利用につながっていると考えられる。

以上の結果から、安心安全に関するサービスを利用している青少年は、単独のサービスにとどまらずに、他のサービスも併用して安全対策を講じる傾向にあるということが分かった。このことから、青少年のインターネットの安全利用のために、先ず一つの保護サービスを利用することを促し、その利用を手掛かりに、他の青少年保護サービスも提案していくことが有効であると言えよう。

6.3. アプリの情報漏洩の危険性への認識とプライバシーポリシーの確認行為との相関

アプリの情報漏洩の危険性への認識とプライバシーポリシーの確認行為との相関関係を評価するために、無回答者を除いた青少年のアプリの情報漏洩の危険性に対する回答について「よく知っている (4 点)」、「多少知っている (3 点)」、「あまり知らない (2 点)」、「全く知らない (1 点)」とし相関係数を算出したところ、表7に示すように Pearson のRは 0.88 と非常に強い相関があるという結果を得た。

表7：アプリの情報漏洩の危険性への認識と
プライバシーポリシーの確認行為との相関

	情報漏洩	読んでいる
情報漏洩	1.00	
読んでいる	0.88	1.00

(N=1,173, P=0.000)

このことから、プライバシーポリシーをよく読む青少年ほど、アプリの情報漏洩の危険性への認識が高いと言える。この結果を逆説的に考えれば、啓発教育の際にプライバシーポリシーを読むことを促すことにより、情報漏洩への注意喚起にも正の影響を与えることが可能であると言える。

7. データ分析結果に対する考察

以上、情報通信政策研究所の実証データを活用して、彼らの携帯電話、特にスマートフォンの利用の状況及び意識について分析を行ってきた。本分析の結果では、高校1年生等の主たる通信デバイスはスマートフォンであり、急速にスマートフォンが彼らに普及していることが分かった。また、用途別のインターネットの利用に関する分析においても、情報収集、オンラインゲーム、SNS、メールの送受信など、多くのインターネットの利用目的で一番多く利用されている通信デバイスがスマートフォンであった。このことは、スマートフォン

が彼らにとっても利用における利便性が高く、彼らの情報活動およびコミュニケーションを豊かにする通信デバイスであると言える。

また、携帯電話回線を使った場合は、携帯キャリア側のフィルタリングを利用できるが、Wi-Fi 回線を利用した場合は携帯キャリア側のフィルタリングを利用することができないという問題に対する調査として、青少年の携帯電話回線と Wi-Fi に対する認識について分析した。その結果から、30%の青少年が携帯電話回線と Wi-Fi に対する認識が不十分であることが分かった。このことは、仮にフィルタリングを利用していたとしても、携帯電話回線と Wi-Fi の認識がない青少年は、Wi-Fi 回線利用時にはフィルタリングがかからないままインターネットを利用している可能性がある。当然ながら、フィルタリングを利用しない状況でのインターネット利用は、それだけ有害コンテンツに遭遇する確率が増加するわけであり、彼らの認識の問題を解決するためにも利用者教育を広めていく必要があると言える。

スマートフォンを安全安心に利用するための各種サービスの利用状況においては、セキュリティ・アプリおよびプライバシー設定機能において4割強の利用率であったものの、ペアレンタル・コントロール機能、アプリダウンロード制限アプリにおいては、利用率が10%台と利用の普及が進んでいない状況であった。特に言及したいこととしては、ペアレンタル・コントロール機能の普及が進んでいないことである。ペアレンタル・コントロール機能を利用するということは、スマートフォンを青少年に買い与えるだけでなく、保護者も青少年のスマートフォン利用の当事者となり、青少年の適切なスマートフォン利用に関与することであると言える。さらに言えば、段階的なペアレンタル・コントロール機能の強度の操作は、その強度調整の際に青少年と話し合いの機会が持たれることであり、家庭における青少年のインターネットの適切利用のための環境整備が進展することを意味する。そのためにも、保護者に対する教育を進めていく必要があると言える。

アプリダウンロード時の情報漏洩の問題については、青少年の半数以上が情報漏洩の危険性を認知しているものの、実際の行動としてアプリのダウンロード時にプライバシーポリシーを読んでいない青少年が半数を超える結果となった。このことは、「情報漏洩」に対する認識はあるものの、実際に情報が漏洩してしまうことに対する危機感が高いとは言えない状況であると言える。したがって、青少年に対してリスクに対する認識を高めることを主眼においた利用者教育を拡充することが重要となってくるであろう。

各種青少年保護サービスの利用と家庭での話し合いとの相関分析では、プライバシー設定機能と家庭での話し合いとの相関において非常に高い結果を得たものの、他のフィルタリング、ペアレンタルコントロール機能、セキュリティ・アプリにおいてはほとんど相関がないという結果となった。このことは、家庭での話し合いが実際の青少年保護サービスの利用につながっていない可能性があると言える。この課題を解決するためには、保護者の青少年保護サービスに関する知識を高めて、青少年に対して実質的で具体的な助言・教育ができるように支援する必要があると言える。

各種青少年保護サービスの利用率は高いとは言えないが、これらのサービスを利用している青少年の利用状況を分析することにより、未だ各種青少年保護サービスを利用していない青少年に対する啓発の方向性を導き出せるかもしれない。そのために、各種青少年保護サービスの利用状況について各種青少年保護サービスごとの相関分析をしたところ、各サービスにおいて非常に強い相関および中程度の相関があることが分かった。このことは、青少年保

護サービスを 1 機能でも利用している青少年は、他の安全サービスも併せて利用している傾向にあることを意味していると言える。言い換えるならば、一つの安全機能利用への理解が、プライミング効果により安全に対する意識を強め、他の安全機能を追加的に導入するという行動に正の影響を及ぼしていると考えられる。このことから、青少年保護サービスを未だ利用していない利用者層に向けた啓発として、青少年と保護者に対して青少年保護サービスを利用することのメリットを伝え、先ず一つの青少年保護サービスの利用を促すことが重要と言える²⁴。

同様に、アプリの情報漏洩の危険性への認識およびプライバシー・ポリシーの確認行為を行う青少年の傾向について分析するために、アプリの情報漏洩の危険性への認識及びプライバシー・ポリシーの確認行為の間の相関関係に分析したところ、両者に非常に強い相関があるという結果を得た。このことは、安全利用に対する認識の高い青少年は、安全に対する意識も高く行動も伴う傾向にあることが推測される。利用者教育として重要なことは、意識が決して高くない層に向けてどの様に啓発教育を行っていくかということである。この課題の解決のためには、意識が決して高くない層に向けて、Web社会の一員であることを自覚させて、彼らのインターネット空間に対する規範意識を育てることである²⁵。そのための第 1 ステップとしては、知識啓発を行うことであり、その様な利用者教育を継続的に行うことにより、彼らの規範意識を高めることが重要になると言えよう。

最後に、本稿の調査分析の限界について言及したい。本稿では、研究上および政策上の目的から高校 1 年生等を研究の対象として調査分析した。しかし、青少年のインターネット利用環境整備に関する政策は、各年代の利用実態に適した対策が必要であると言える。特に小学生層においては、携帯電話の利用用途および保有デバイスにも差異が生じる。このことから、本稿の調査対象者の分析結果をもって、青少年全体の実態を明らかにしているとは言えない。従って、他の年代に関するスマートフォンの利用実態に関する調査分析は今後の研究課題としたい。しかしながら、内閣府(2011)の調査結果でも言えるように、携帯電話の保有率が高校の入学をきっかけに 99.3%まで上昇する高校生層におけるスマートフォンの利用の実態を明らかにし、彼らのインターネットの利用環境整備を進めることの意義は高いと言えよう。

8. これからの政策立案の方向性

OECD(2012a)のオンライン上の青少年保護勧告の第 1 に「青少年と保護者に対するエンパワーメント」が挙げられている。そして、保護者と青少年のエンパワーメントのために政府、自治体、通信事業者、各種社会団体、教育者などのマルチステーク・ホルダーが青少年と保護者を支援することが OECD 勧告の趣旨である。そのためには、マルチステーク・ホルダーが協働して青少年のインターネット利用環境整備に取り組む必要があり、これまでの取り組みを、青少年と保護者の利用状況、認識、リテラシーに応じて柔軟に取り組みを改編し、適

²⁴ Srull & Wyer(1979)は、事前に与えられた情報を認識した頻度が多いほど、プライミング効果が大きく作用することを報告している。Srull & Wyer の議論を基に今後の政策の方向性を考えると、継続的に青少年保護サービス利用への啓発活動を行うことにより、青少年の理解を促し、保護サービスの利用へとつなげていくことが重要となる。

²⁵ 齋藤・新垣(2011)参照。

切な強度の青少年保護政策を行うことが必要となる。さらにそれらの取り組みが、一貫性を持って継続的に実践されることが重要となる。

このインターネット上の青少年の保護政策を適切かつ効果的に行うためには、実証的なデータ分析を行った結果をもとにした政策の立案を行う必要がある。なぜなら、保護政策が不十分であれば、オンライン上の青少年が有害コンテンツとの遭遇、不適切利用によるトラブル発生、セキュリティ・プライバシーの流出などの問題に直面する可能性が高まる。その一方で、もし仮に過度な保護政策が行われたのであれば、青少年のインターネットを活用した表現の自由や便益が損なわれてしまうであろう。その様な事態は青少年にとって望ましくない状況であるとともに、インターネット社会、インターネット経済に対しても悪影響であると言える。そのためにも最適な強度の青少年保護対策を試行する必要がある。

本研究では、情報通信政策研究所の実証データを分析することによって、高校 1 年生等のスマートフォンの利用状況、認識および行動を明らかにすることを試みた。特に、啓発教育が必要な青少年層に対しての利用者教育の方向性を導くために、安全利用の意識の高い青少年層の利用状況について相関分析を行った。分析結果を考察し、啓発教育が必要な青少年層に対して彼らのインターネット空間に対する規範意識を育てることが必要であり、そのためには最初のステップとして継続的にインターネット・リテラシーを高めるための教育の機会を提供することとである。さらに次のステップとして、彼らのインターネット社会の参加者であるという自覚を促すための啓発教育が重要になる。

さらに、彼らの規範意識を高めるための重要なステーク・ホルダーとして保護者の指導力強化を支援していく必要がある。そのためには、保護者に対しても、教育の機会を提供していくことは有効であろう²⁶。

安心ネットづくり促進協議会(2012)では、スマートフォン利用環境下における技術的な青少年保護措置の整備に関する報告が行われている。通信事業者はフィルタリング、プライバシー設定機能、アプリ制限アプリ、ペアレンタルコントロール機能などの技術開発面での取り組みが行われている。しかし、分析結果では、それらのサービスの利用普及が進んでいない状況である。このことから、青少年と保護者に対して、これらのサービスを利用することのメリットを提示し、青少年と保護者の理解を得て、利用普及に努めていく必要があると言えよう。さらに、その利用普及を加速させるためには、政府の支援が重要となるであろう。このような共同規制体制は、マルチステークホルダーが各々の立場から青少年のインターネット利用環境整備に取り組むことが重要であり、相互連携を強化することでその効果が増大すると言えるであろう。

謝辞

本研究は、青少年のインターネット・リテラシー指標に関する有識者検討会（座長 赤堀侃司白鷗大学教授）、一般財団法人コンピュータ教育推進センター、総務省総合通信基盤局消費者行政課の協力を得て研究を行うことができた。

²⁶ 齋藤・新垣(2012)参照。

参考文献

- [1] 安心ネットづくり促進協議会「設立について」、安心ネットづくり促進協議会、2009、
http://good-net.jp/about_establish.html (2012/11/10 確認)
- [2] 安心ネットづくり促進協議会コミュニティサイト検証作業部会、「子どもを護るために」、安心ネットづくり促進協議会、2009、
<http://good-net.jp/files/20110210113615.pdf> (2012/11/10 確認)
- [3] 安心ネットづくり促進協議会、「2009 年度報告書「子どもを護るために」からの取組状況について (コミュニティサイト検証作業部会 中間取りまとめ)」、安心ネットづくり促進協議会、2010、
http://www.soumu.go.jp/main_content/000094997.pdf (2012/11/10 確認)
- [4] 安心ネットづくり促進協議会スマートフォンにおける無線 LAN 及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会、「青少年保護バイ・デザイン及び利用者のインターネット・リテラシー好況に向けて」、安心ネットづくり促進協議会、2012、
<http://good-net.jp/usr/imgbox/pdf/20120608143200.pdf> (2012/11/10/確認)
- [5] 生貝直人、「情報社会と共同規制」、勁草書房、2011
- [6] 警察庁生活安全局、「平成 22 年上半期の出会い系サイトに関係した事件等の検挙状況について」、警察庁、2010、
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h22/pdf02-1.pdf> (2012/11/10 確認)
- [7] 警察庁生活安全局、「平成 23 年上半期の出会い系サイトに関係した事件等の検挙状況について」、警察庁、2012、
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h23/pdf02.pdf> (2012/11/10 確認)
- [8] 齋藤長行、「携帯電話のフィルタリング性能向上及び普及に向けた政策についての一考察」中央大学経済研究所ディスカッションペーパー No.137、pp.1-18、2010
- [9] 齋藤長行・新垣円、「青少年のインターネット利用における規範意識を育てるための協働学習についての研究」情報文化学会誌第 18 巻 2 号、pp.60-67、2011
- [10] 齋藤長行・新垣円、「青少年のインターネット利用環境整備のための保護者に対するノンフォーマル教育政策の方向性についての検討」、国際公共経済学会誌第 23 号、pp.78-89、2012
- [11] 総務省情報通信国際戦略局情報通信経済室、「ICT インフラの進展が国民のライフスタイルや社会環境等に及ぼした影響と相互関係に関する調査研究 報告書」、総務省、2011、http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h23_06_houkoku.pdf (2012/11/10 確認)
- [12] 総務省情報通信政策研究所調査研究部、「青少年のインターネット・リテラシー指標 [指標開発編]」、総務省情報通信政策研究所、2012a、
<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2012/ilas2012-report-build.pdf> (2012/11/10 確認)
- [13] 総務省情報通信政策研究所調査研究部、「青少年のインターネット・リテラシー指標 [実態調査編]」、総務省情報通信政策研究所、2012b、
<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2012/ilas2012-report-survey.pdf> (2012/11/10 確認)

- [14] 谷口洋志、「政府規制、自主規制、共同規制」、『経済学論纂』第 44 卷 1-2 号、pp. 35-56、中央大学、2003
- [15] 橋元良明、『日本人の情報行動 2010』、東京大学出版会、2011
- [16] Byron, T. “Safer children in a digital world: The report of the Byron Review”, 2008, England, Retrieved from, <http://dera.ioe.ac.uk/7332/1/Final%20Report%20Bookmarked.pdf>, (2012/11/10 確認)
- [17] OECD. “The Seoul Declaration for the Future of The Internet Economy”, 2008, France, Retrieved from, <http://www.oecd.org/internet/consumerpolicy/40839436.pdf> (2012/11/10 確認)
- [18] OECD. “APEC-OECD Joint Symposium on Initiatives among Member Economies Promoting Safer Internet Environment for Children”, 2009, France, Retrieved from, <http://www.oecd.org/sti/interneteconomy/44120262.pdf> (2012/11/10 確認)
- [19] OECD. ”OECD Council Recommendation on Principles for Internet Policy Making”, 2011, France, Retrieved from, <http://www.oecd.org/sti/interneteconomy/49258588.pdf> (2012/11/10 確認)
- [20] OECD. “Recommendation of the Council on the Protection of Children Online”, 2012a, France, Retrieved from, <http://webnet.oecd.org/oeclacts/Instruments/ShowInstrumentView.aspx?InstrumentID=272&InstrumentPID=277&Lang=en&Book=False> (2012/11/10 確認)
- [21] OECD. ” PISA 2009: technical report”, OECD Publishing, 2012b, France
- [22] OECD. “The Protection of Children Online: Risks Faced by Children Online and Policies to Protect Them”, OECD Publishing, 2012c, France
- [23] Ofcom. “Ofcom’s Response to the Byron Review”, Office of Communications, 2008, Retrieved from, http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/telecoms-research/Byron_exec_summary.pdf (2012/11/10 確認)
- [24] Saito, N., Tanaka, E., & Yatuzuka, E. “A Public-Private Partnership for the Development of an e-Learning Program for Safer Mobile Internet Access for Young People: A Case Study of Japan”, World Conference on e-Learning in Corporate, Government, Healthcare, and Higher Education 2010, Orlando, Florida: AACE, pp.310-315, 2010, USA
- [25] Srull, T.K. & Wyer, R.S. “The Role of Category Accessibility in the Interpretation of Information about Persons: Some Determinants and Implications”, *Journal of personality and Social Psychology*, 37, 1660-1672, 1979, USA
- [26] Tanaka, E., Saito, N., & Yatuzuka, E. “A Usage Analysis of the Mobile Literacy e-Learning Program “Mobami” Regarding Access to Content and Rulemaking Tendencies”, World Conference on e-Learning in Corporate, Government, Healthcare, and Higher Education 2011, Honolulu, Hawaii: AACE, pp.436-441, 2011, USA

- [27] Tapscott, D. "Grown up digital: How the net generation is changing your world". New York, NY: McGraw-Hill, 2008, USA
- [28] Tulving, E., Schacter, D. L., & Stark H. A. "Priming Effects in Word Fragment Completion are independent of Recognition Memory", *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory and Cognition*, 8 (4), pp.336-342, 1982, USA